

1. 計画の基本的考え方

1.1 計画の主旨

近年、河川をとりまく状況は大きく変化しており、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある生活環境の場としての役割も期待されています。また、地域の風土と文化の形成や、動植物の生息・生育・繁殖の場としての環境面など、多様な視点からの個性を活かした川づくりが求められています。河川流域では過去に幾度も洪水や渇水に見舞われただけでなく、最近ではこれまでに経験したことのない規模の豪雨や台風、渇水による被害が全国各地で頻発しており、地球温暖化に伴う気候変動が及ぼす影響についての懸念が増しています。また、少子高齢化社会の到来、経済のグローバル化の進展、高度情報化の到来等、秋田県北地域を取り巻く情勢も大きく転換しています。

米代川^{よねしろがわ}の今後の河川整備にあたっては、このような社会的な変化、地域のニーズ等を的確に踏まえ、地域の個性を活かした独自性のある川づくりが求められています。

国土交通省では、平成14年(2002年)4月に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て「米代川水系河川整備基本方針」を策定しました。また、これを受けて米代川の概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定めた「米代川水系河川整備計画(大臣管理区間)」(以下、本計画)を平成17年(2005年)3月に策定しました。その後、平成19年(2007年)9月17日から18日にかけての大雨により多くの家屋浸水被害が発生し、その対策として住宅等の床上浸水があった地域について緊急治水対策を行うことから、平成22年(2010年)3月に本計画を変更しました。

米代川沿川では、平成19年(2007年)9月洪水を機に「米代川の総合的な治水対策協議会」を発足し、ソフト・ハードの施策を役割分担と連携により推進し、より一層の安全安心の地域づくりを目指すことが合意されました。

国土交通省では、これを受け、再度災害の発生防止を目的とし、早期かつ効果的な対策を進めるため、連続した堤防による洪水防御や河道掘削等の河道整備に加え、住民との合意形成を図りつつ家屋浸水対策等を実施するとともに、うるおいのある美しい水系環境の創造に向け、引き続き河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備の推進に努めています。また、平成18年度(2006年)、社会資本整備審議会河川分科会において、河川の維持管理に関する提言がなされた事を受け、これに即したサイクル型の維持管理等も併せて推進しています。また、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、国、県、市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う「流域治水」を推進します。流域治水の実践にあたっては、住民参加と地域の連携による川づくりのしくみや支援等に努めます。

本計画は、これらの新たな状況や学識者及び地域住民などの意見も踏まえ、整備にあたっては動植物の生息・生育・繁殖環境等良好な河川環境の保全に努めつつ、洪水被害を軽減するための河道整備等を計画的に進め、さらに流水の正常な機能の維持、河道や施設の適切な維持管理、地域づくりや住民の参加と連携の推進等により、総合的な川づくりを目指すものです。

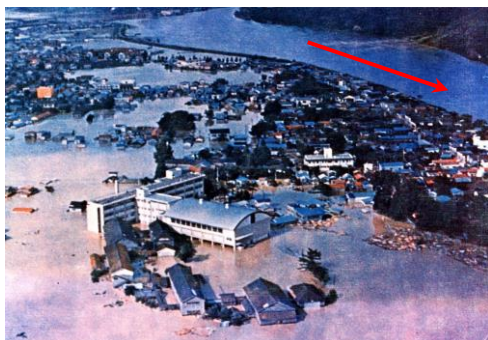
1.2 計画の基本理念

「悠久の流れに 人と豊かな自然が織り成す 杉かおる 米代川」

米代川の河川整備は、洪水や渇水から人々の生活を守り、豊かな自然環境とその風土に培われた河川文化の継承や、人々が集い個性あふれる地域の形成を目指し、以下の5つを柱に関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、国、県、自治体、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して治水、利水、環境に関わる施策を展開していきます。

○安全・安心の川づくり

米代川では古くから洪水被害に見舞われている一方、渇水も発生しています。記録として正確に残っている大規模な洪水としては昭和47年（1972年）7月に、全川にわたり氾濫し甚大な被害が発生しました。それに反し翌年の昭和48年（1973年）7月には記録的な渇水となり各地で被害が生じています。このような水害や渇水の歴史を踏まえるとともに、新たに流域治水の観点も加え、水害や渇水被害の少ない安全で安心できる川づくりを目指します。



昭和47年7月洪水（能代市二ツ井町）

○豊かな自然を次世代に引き継ぐ川づくり

米代川は豊かな自然環境に恵まれており、動植物の生息・生育・繁殖の場として、重要な中州や寄州、河畔林及び瀬・淵などが数多く存在しています。この河畔林等は河川景観としても良好な景観形成の要因のひとつとなっています。このような豊かな自然環境や良好な河川景観に対し適宜モニタリングを行い、これらを次の世代に引き継ぐ川づくりを目指します。



米代川の河畔林（45.0k付近）



代表的な景勝地（31.6k付近）

○豊かな暮らしを支える川づくり

米代川では自然豊かな河川環境を活かし、^{のしろ}能代市の「^{しゃち}鯨流し^{*}」や^{おおだて}大館市の「大文字まつり」、各地の河原での「なべっこ」など伝統的な行事が行われているとともに、釣りやスポーツ、散策など様々な河川利用が行われています。このような人々と米代川との関わりを踏まえ、子供からお年寄りまで快適に水辺空間に親しむことができる川づくりを目指します。



伝統行事である能代市の「鯨流し」



河原での「なべっこ」

○地域の活性化に寄与する川づくり

米代川は、魚影が濃く、また、アユやサクラマスなど釣り場ポイントも多いことから、全国各地から釣り愛好家が訪れる河川であるとともに、地元で消費されるカワヤツメやシロウオなど、人と河川の間のある良好な風土文化に恵まれています。また、今後の利用者の増加が見込まれるカヌーなどによる観光振興が期待されています。さらに、地場産業である農業の振興のため、水の安定供給が重要となっています。そのため、これらを支え地域の活性化に寄与する川づくりを目指します。



アユ釣りの太公望



カヌーによる川下り

^{*}鯨流し：阿部比羅夫や坂上田村麻呂が蝦夷との戦いの際、川に灯籠を流し、敵をおびき寄せた伝説が起源となる勇壮な祭り。最後に灯籠最頂部の鯨を米代川に焼き流す。

○住民参加と地域連携による川づくり

米代川では、地域と川との関わりが深まりつつあります。今後も地域のニーズを的確に把握し、地域の人々と協働して川づくりを進めていくため、米代川を通じた連携と交流を図り、地域で育む川づくりを目指します。



住民によるクリーンアップ



河川愛護モニターとの意見交換

1.3 計画の位置づけ

本計画は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成14年（2002年）4月に策定された「米代川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき河川整備計画の目標及び実施する河川工事事の目的、種類、場所等の具体的事項等を示す法定計画です。

【河川法の三つの目的】

- 1) 洪水、津波、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

1.4 計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である91.8kmを対象とします。



図 1-1 計画対象区間

〔大臣管理区間 91.8km の様子〕

表 1-1 計画対象区間

河川名	区間		延長 (km)	
	上流端	下流端		
米代川	左岸：秋田県大館市比内町 扇田字本道端 77 番地先 右岸：秋田県大館市 大字山館字大樽木地先	河口まで	72.4	
ふじことかわ 藤琴川	左岸：秋田県能代市二ツ井町 荷上場字荒田 9 番地先 右岸：秋田県能代市二ツ井町 荷上場岩堰 31 番地先	米代川への合流点	1.4	
おさるべかわ 小猿部川	左岸：秋田県北秋田市 脇神字法泉坊沢 65 番地先 右岸：秋田県北秋田市 脇神字堂ヶ岱屋敷廻 60 番地先	米代川への合流点	1.8	
森 吉 山 ダ ム	こまたかわ 小又川	左岸：秋田県北秋田市 森吉字上釣向川端 1 番の 11 地先 右岸：秋田県北秋田市 森吉字小滝 1 番の 4 地先	左岸：秋田県北秋田市 根森田字ヘクリ 14 番地先 右岸：秋田県北秋田市 根森田字山下 7 番の 8 地先	11.2
	きりうちざわがわ 桐内沢川	左岸：秋田県北秋田市 森吉字家ノ前 33 番地先 右岸：秋田県北秋田市 森吉字ネハトリ沢 12 番地先	小又川への合流点	2.1
	もりよしざわがわ 森吉沢川	秋田県北秋田市 森吉字森吉沢国有林 3 林班ろ 1 小班	小又川への合流点	1.5
	ひのさわがわ 火ノ沢川	秋田県北秋田市 森吉字森吉沢火ノ沢 94 番地先	森吉沢川への合流点	0.8
	たんせきざわがわ 丹瀬沢川	秋田県北秋田市 森吉字丹瀬沢国有林 5 林班に小班	小又川への合流点	0.6
合計			91.8	

1.5 計画の対象期間

本整備計画は、米代川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、対象期間は令和 5 年度（2023 年度）より概ね 30 年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行います。